

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号							
	調 達 要 求 番 号	教育役－１０						
	調 達 要 求 年 月 日	令和８年７月１０日						
	作 成 部 課	航空幕僚監部人事教育部 人事教育計画課						
	作 成 年 月 日	令和８年７月７日						
品 名	特別輸送機輸送補給（機上）要員等の委託教育							
仕 様 書 番 号	空幕ＬＰＳ－教０００５８－７							
指 定 事 項： 2. 4 教育期間（基準），教育日数及び被教育者数 表１のとおりとする。 表１－教育期間（基準），教育日数及び被教育者数								
<table><tr><td>教育期間</td><td>教育日数</td><td>被教育者数</td></tr><tr><td>契約締結日～ 令和８年１２月２５日</td><td>期間中５３日 以内</td><td>７名</td></tr></table>			教育期間	教育日数	被教育者数	契約締結日～ 令和８年１２月２５日	期間中５３日 以内	７名
教育期間	教育日数	被教育者数						
契約締結日～ 令和８年１２月２５日	期間中５３日 以内	７名						

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号
品 名 又は 件 名	特別輸送機輸送補給（機上）要 員等の委託教育	空幕LPS－教00058－7	
		大臣 承認	令和 年 月 日
		作成	令和 元年 5月31日
		改正	令和 7年 6月30日
			令和 8年 7月10日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 人事教育部 人事教育計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する特別輸送機（B－777）の輸送補給（機上）要員及び空中輸送（特別輸送）員（以下，“輸送補給（機上）要員等”という。）の委託教育（以下，“本教育”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、**C&LPS－Y00007**の1.2, **J . T. O. 1C－B777－1**及び**J. T. O. 1C－B777－9**によるほか、次による。

1.2.1 社内試験

契約の相手方が社内で実施する理解度確認のために行う筆記、口述及び実技による試験をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

品名	特別輸送機輸送補給（機上）要員等の委託教育
----	-----------------------

a) 仕様書
C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

b) その他
J . T . O . 1 C - B 7 7 7 - 1 操縦指令
J . T . O . 1 C - B 7 7 7 - 9 貨物搭載指令

2 役務に関する要求

2.1 全般

特別輸送機の輸送補給（機上）要員等に対し、特別輸送機において客室業務を実施するために必要な基礎的知識及び技能を習得させる教育を実施する。

2.2 教育条件

教育条件は、次による。

- a) J . T . O . 1 C - B 7 7 7 - 1 操縦指令及び J . T . O . 1 C - B 7 7 7 - 9 貨物搭載指令に記載された手順、用語に基づいた教育を実施するものとする。
- b) V I P の接遇に必要な所作を確実に教育する。
- c) 緊急対処の教育は、契約の相手方の対処手順に準拠し、他の要員と意思の疎通を確実に図ることができるよう教育するものとする。

2.3 教育訓練委託先

特別輸送機と同型機（B 7 7 7 - 3 0 0 E R）を運航している国内民間航空会社とする。

2.4 教育期間（基準）、教育日数及び被教育者数

教育期間、教育日数及び被教育者数は、調達要領指定書で示す。

なお、契約の相手方は時期の細部について、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長（以下“教育室長”という。）と調整の上、教育訓練実施計画書に示すものとする。

2.5 教育時間

1日あたりの教育時間は、8時間を基準とする。ただし、それにより難しい場合は、契約の相手方の社内規定により定められた勤務形態を基準とする。

2.6 教育場所

契約の相手方が計画する日本国内の場所とし、細部は教育訓練実施計画書によるものとする。

2.7 教育機器、教育施設、教育資材及び教育資料

- a) 契約の相手方は、本教育の目的を達成するのに必要な教育機器、教育施設、教育資材及び教育資料を準備する。
- b) 教育機器は、B 7 7 7 とし、B 7 7 7 - 3 0 0 E R を優先して使用するものとする。ただし、これらを模した教育機器の使用も可能とする。
- c) 教育資料の構成及び編集は、契約の相手方が定めるところによるものとし、被教育者数に応じ、必要数を準備する。

品名	特別輸送機輸送補給（機上）要員等の委託教育
----	-----------------------

d) 教育機器及び教育資材の不具合については、契約の相手方が処置する。

2.8 本教育の内容

2.8.1 教育訓練実施内容

教育訓練実施内容は、付表 1 を基準とし、細部は、教育訓練実施計画書によるものとする。

2.8.2 教育訓練要領

契約の相手方は、この委託教育の目的を達成するために必要かつ十分な内容とするため、教育訓練項目を効果的に組み合わせて教育訓練を行うものとする。

2.9 教官の資格

当該教育内容に関して十分な知識及び技量を有する者で、契約の相手方の社内規定による教官資格が発令されている者とする。

また、教育の一部において第三者を教官として招へいする場合、その教官は、当該教育内容に関して十分な専門的知識及び技量を有するものとする。

2.10 ミール・サービス器材及び資材

ミール・サービスの教育において使用する機内食、各種器材については、国内民間航空会社の国際線で使用するものと同等のものとする。

なお、ギャレーの配置は、国内民間航空会社の国際線で使用する B 7 7 7 - 3 0 0 E R と一致させるものとするが、それによりがたい場合は、準拠させるものとする。

3 検査

契約担当官等の定める検査実施要領により実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 教育訓練実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに、次に示す事項を含む教育訓練実施計画書 1 部を作成（様式任意）し、教育室長に提出する。また、教育訓練実施計画書に変更の必要性が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

- a) 教育の実施内容(教育項目、教育形式を含む。)
- b) 教育日程
- c) 教育実施場所及び宿泊場所

4.1.2 教育従事者届

契約の相手方は、契約締結後速やかに、委託教育契約条項に示す教育従事者届 1 部を作成し、教育室長に提出する。また、教育従事者届に変更の必要性が生じた場合は、同じ手続きをとるものとする。

品名	特別輸送機輸送補給（機上）要員等の委託教育
----	-----------------------

4.1.3 教育訓練実施結果報告書

契約の相手方は、教育終了後速やかに、次に示す事項を含む教育訓練実施結果報告書1部を作成（様式任意）し、教育室長に提出するものとする。

- a) 教育の実施内容(教育項目、教育形式を含む。)
- b) 教育日程
- c) 教育実施場所及び宿泊場所
- d) 教官の所属及び氏名
- e) 教官の資格に係る履歴
- f) 教育結果（社内試験の受験結果を含む。)

4.2 貸付品

契約の相手方は、表1に示す貸付品については、C&LPS-Y00007の4.2.2a)により、官側に申し出て無償で貸し付けを受けることができる。

表1－貸付品

貸付品	数量・単位	貸付場所
J. T. O. 1C-B777-1 操縦指令	1部	航空自衛隊 千歳基地
J. T. O. 1C-B777-9 貨物搭載指令	1部	

4.3 その他必要な事項

4.3.1 宿泊場所等

契約の相手方は、被教育者に対して宿泊場所及び宿泊場所から教育実施場所までの移動手段を提供するものとし、その費用は、本契約に含むものとする。

4.3.2 協議

契約の相手方は、次に示す場合、教育室長及び契約担当官等とその取扱いについて協議するものとする。

- a) 契約の相手方に被教育者から休暇の届出があった場合
- b) この仕様書について疑義が生じた場合

付表 1－教育訓練実施内容（基準）

教育訓練項目		形式	教育時間 (時間)	目標	教育内容
課目	主要項目				
客室業務一般	教育概要	座学	3	客室業務の概要及び教育内容を理解する。	1 訓練概要 2 課目構成
	客室業務の心構え	座学	2	客室業務に必要な心構えを理解する。	理想的な客室業務を実施するための基本的な考え方
	フライト・デューティ	座学	13	客室業務に関する知識を理解し、必要な技能を習得する。	1 B 7 7 7 の機種特性 2 出発から到着までの機内業務（機内販売及びC I Q業務 ^{a)} を除く。）
		実習	30.5		
	機内放送要領	座学	11		1 機内放送の基礎 2 機内放送実習（日本語及び英語）
		実習	4		
	社内試験	試験	1.5	客室業務に必要な一般知識の理解度を確認する。	1 筆記試験 2 実技試験
緊急対処関連業務	救急看護法	座学	3	客室業務に関する知識を理解し、必要な技能を習得する。	救急看護一般（心肺蘇生法を含む。）
		実習	6		
	危険物教育	座学	2		1 危険物輸送の概要 2 関連法規等の概要
	緊急対処	座学	26	緊急対処の重要性を理解し、必要な対処技能を習得する。	1 非常用器材の取扱い要領 2 緊急対処要領実習
		実習	40.5		
	社内試験	試験	4.5	緊急対処関連業務に関する識能の習得状況について確認する。	1 筆記試験 2 実技試験

注^{a)} 国内民間航空会社の行う出発から到着までの機内業務のうち、機内販売並びに税関，出入国管理及び検疫所に関わる業務をいう。

付表 1－教育訓練実施内容（基準）（続き）

教育訓練項目		形式	教育 時間 (時間)	目標	教育内容
課 目	主要項目				
客 室 サ ー ビ ス 業 務	旅客心理	座学	6	接客に関する知識を理解し、適切な接客を行う技能を習得する。	客室コメント分析に基づく旅客心理
		実習	2		
	接客技法	座学	10		1 接客の基本 2 言葉遣い 3 クレーム対処要領 4 レストランにおける実食研修
		実習	12		
	ミール・サービス	座学	7	旅客業務に関する知識を理解し、必要な技能を習得する。	1 食品概論 2 基本実技 3 実技研修 ※国際線のエコノミークラス、ビジネスクラス及びファーストクラスの各クラス2回のリアルミール実習を含む。 ※一部、官側が準備した食器類を使用するものとする。
		実習	130		
そ の 他	会話法（個人面接）	座学	2.5	接客に関する知識を理解し、適切な接客ができることを確認する。	訓練全般にわたる個別指導
		実習	3.5		
	英語教育	座学	29	客室業務に必要な知識を習得する。	機内接客英語
	食品知識及び搭載業務	座学	5		1 機内食の調製及び搭載 2 先行派遣業務の概要
	航空機機内食製造会社研修	座学	4		機内食製造過程及び搭載要領の概要研修
		実習	4		
	手荷物・貨物搭載概要	座学	4		旅客機における手荷物及び貨物搭載業務
		実習	4		